

## 会費規程

### (目的)

第1条 この規程は、定款第7条の規定に基づき、この法人の会費の収納に関し必要な事項を定めるものとする。

### (会費の種類)

第2条 会員は、次の会費（年額）を納入するものとする。

正会員	個人	3,000 円
	団体（法人）	50,000 円
賛助会員	個人	5,000 円以上（一口 5,000 円、一口以上）
	団体（法人）	10,000 円以上（一口 10,000 円、一口以上）
協力会員	個人	無料

### (会費の納期)

第3条 会費の納入は、年1回とし、毎年3月末日までに納入しなければならない。ただし、新規会員は、入会時に納入するものとする。

2 会費は次の方法により支払う。

- (1) 振込
- (2) 自動引落とし

### (中途入会の会費及び納期)

第4条 事業年度の中途に入会した正会員の当該事業年度の会費年額は、次のとおりとする。

(1) 当該事業年度の4月1日から9月30日までに入会した正会員

個人	3,000 円
団体（法人）	50,000 円

(2) 当該事業年度の10月1日から3月31日までに入会した正会員

個人	1,500 円
団体（法人）	25,000 円

2 事業年度の中途に入会した賛助会員の当該事業年度の会費年額は、第2条に準じる。

3 前2項の会費の納入は、請求書の到着後すみやかに納入するものとする。

### (会費の滞納)

第5条 会員が定款第10条第1号に該当すると判断した場合、1ヶ月前に文書により催告し、催告に応じないときは会員資格を喪失する。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て総会の決議をもって行う。

附則

- 1 この規程の施行に関し、必要な事項は別に定める。
- 2 この規程は、平成24年4月17日から施行する。

附則

- 1 この規程の改正は、平成25年6月28日から施行する。

附則

- 1 この規程の改正は、平成28年6月29日から施行する。